

### 3 関連法令等

#### 人権尊重都市宣言

すべての人々の人権が尊重される自由で平等な社会の実現は全世界共通の願いである。

しかしながら、現実の社会生活においては人権が侵害される事象が依然として存在しており、これを解消することは私たち全市民に課せられた責務である。

よって、本市議会は、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が保障される明るく住みよい地域社会を実現するため、ここに人権尊重都市宣言を決議する。

平成3年3月27日議決

名張市議会

# 名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例

平成7年6月30日条例第15号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、名張市における部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市、名張市の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

## (市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

## (施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、就労の安定、教育文化の向上等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

## (実態調査の実施)

第5条 市は、前条の施策を推進するため、必要に応じて実態調査を行うものとする。

## (啓発活動の充実)

第6条 市は、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境を醸成するため、広く市民及び諸団体・機関と協力し、きめ細かな啓発事業の取り組みと啓発組織の充実に努めるものとする。

## (推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

## (行政組織の整備)

第8条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、行政組織の整備、充実に努めるものとする。

## (審議会)

第9条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として審議会を置く。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 名張市差別撤廃審議会規則

平成 11 年 10 月 5 日規則第 38 号

## (設置)

第 1 条 名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例(平成 7 年条例第 15 号)第 9 条の規定に基づき、人権施策の総合的な推進に関する基本的事項を市長の諮問に応じて調査及び審議するため、名張市差別撤廃審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (組織)

第 2 条 審議会は、30 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時の要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、地域環境部人権・男女共同参画推進室において行う。

## (補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 名張市人権推進本部設置要綱

平成 14 年 10 月 28 日告示第 127 号

## (設置)

第 1 条 人権に関する総合施策(以下「人権施策」という。)を確立し、差別のない明るい名張市を実現するため、名張市人権推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 人権施策における関係部局の総合調整に関すること。

## (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び市立病院長をもって充てる。
- 4 本部員は、職務権限規程(昭和 51 年規程第 4 号)第 23 条第 3 項に規定する庁議の構成員をもって充てる。

## (職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長の指名によるものがその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命により推進本部の事務に従事する。

## (会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

## (幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は、庁議等の会議に関する運営取扱要領(平成 11 年告示第 148 号)第 4 条第 4 項に規定する拡大主管室長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会は、次に掲げる人権施策の実務的事項を協議する。
  - (1) 名張市における人権施策の基本方針及び基本計画の見直しに関すること。
  - (2) 人権施策の調査研究に関すること。
- 4 幹事会において必要と認める場合は、関係者を出席させ意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、地域環境部人権・男女共同参画推進室において行う。

## (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

## 名張市子ども条例

平成 18 年 3 月 16 日条例第 14 号

子どもは、かけがえのない大切な宝です。そして、この子どもたちに、名張市の将来を託すことになります。

子どもは、日本国憲法や国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」に明記されているように、基本的人権としての自由、平等の権利などとともに、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利、教育を受ける権利などを有しています。

しかし、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、いじめ、児童虐待その他子どもの権利が侵害されるなど、子どもの健全育成の達成には多くの課題が残されています。

今こそ、わたしたち名張市民は、子どもの権利を最大限尊重し、子どもが自らの権利を行使できるよう保障するとともに、健全な育成を社会全体で支えるまちづくりに努めなければなりません。

ここに、わたしたち名張市民の宝である子どもたちが、健やかに育まれ、将来に夢と希望をもって力強く生きることができるよう、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、名張市で育つ子どもの最善の利益を尊重し、子どもの権利を保障するとともに、市、市民及び事業者が、子どもを社会の構成員として認め、それぞれの役割を明確にし、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 名張市で育つ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 関係施設 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校その他これに類する施設をいう。

#### (基本理念)

第 3 条 市、市民及び事業者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるとともに、相互に協力し、子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努めなければならない。

#### (市の役割)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、子どもを取り巻く状況に充分配慮し、あらゆる施策を推進するものとする。

#### (市民の役割)

第 5 条 市民は、子どもが心豊かに育つ生活環境及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めなければならない。

#### (事業者の役割)

第 6 条 事業者は、雇用する市民が養育する子ども及び雇用する子どもの権利の保障並びに健全な育成について市の施策に協力するとともに、子育てをしやすい環境の整備に努めなければならない。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、その養育する子どもの権利の保障及び健全な育成に努めるべき第一義的な責任者であること並びに家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことを理解し、子どもの成長に合わせて適切な支援をしなければならない。

（関係施設の役割）

第8条 関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、市の施策に協力し、その施設において子どもが自ら考え、学べる環境の整備に努めるとともに、保護者その他地域の住民との連携を図り、子どもの自主的な活動が安全に行われるよう配慮しなければならない。

2 施設関係者は、子ども、保護者及び地域の住民に対して施設に関する情報を積極的に提供するとともに、その施設の運営等に関し意見を聴く機会を持つ等、開かれた施設の運営に努めなければならない。

（子どもの役割）

第9条 子どもは、自らの個性を大切にしながら、他人の権利を尊重し、家族、友達及び隣人を大切にし、思いやりとゆとりのある心を持って行動するよう努めなければならない。

第2章 子どもの大切な権利とその保障

（生きる権利）

第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

（育まれる権利）

第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で生まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

（守られる権利）

第12条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

（参加する権利）

第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

（権利侵害の禁止）

第14条 何人も、子どもの権利を侵害してはならない。

（権利の侵害等からの救済及びその回復）

第15条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復を図るための具体的な方策を確立しなければならない。

- 2 子どもの権利の侵害に関する相談を受けた者は、その解決に必要な者及び関係する機関等と連携し、救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、加害者となる子どもがいる場合は、当該子どもに対しても適切な対応に努めるものとする。
- 3 市は、関係施設及び地域社会等と連携し、虐待、体罰及びいじめの防止並びにその早期発見のための具体的な施策を推進するものとする。
- 4 施設関係者は、子どもが虐待、体罰及びいじめに関し、安心して相談ができる仕組みの整備を図るとともに、その防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

#### (権利の救済)

第 16 条 市長の附属機関として、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

- 2 何人も、子どもの権利に関する事項について、救済委員会に相談し、又は救済を申し立てることができる。
- 3 救済委員会は、前項による相談を受けたとき又は救済の申立てを受理したときは、規則の定めるところにより、事案の調査及び審議等を行うものとする。
- 4 救済委員会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し説明を求め、又は書類その他の公開を求めることができる。
- 5 救済委員会は、必要があると認めるときは、当該申立人、親族等の関係者（以下「関係者」という。）に対し説明を求め、又は関係者の協力を得た上で、書類その他の公開を求めることができる。
- 6 救済委員会は、調査及び審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対して、助言又は是正の要望等を行うことができる。
- 7 救済委員会は、救済の申立てを受理した日から起算して 90 日以内に、前 3 項に基づく調査結果及び助言又は是正の要望等があった場合にはその内容を市長に報告するとともに、当該申立人に通知するよう努めなければならない。
- 8 救済委員会は、市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査審議する。
- 9 救済委員会は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員 3 名以内で組織する。
- 10 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 11 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 3 章 子どもの権利の普及

#### (子どもの権利の普及及び啓発)

第 17 条 市は、子どもの権利について広く市民に理解されるよう努めなければならない。

- 2 市は、家庭教育、幼児教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるとともに、市民及び事業者等が子どもの権利について自主的な活動に取り組むことに対し、必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は、子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修等の機会を提供するものとする。

(子どもの権利を考える週間)

第18条 子どもの権利について市民の関心と理解を深めるとともに、本条例の目的の遂行を検証するため、名張市子どもの権利を考える週間（以下「子ども権利週間」という。）を設ける。

2 市は、子ども権利週間に際して、その趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

第4章 子どもの健全育成のための施策

(施策の基本方針)

第19条 市は、子どもの大切な権利が保障され、子どもが心身ともに健全に成長するよう、子どもを取り巻くあらゆる環境を整備することを施策の基本とする。

2 市は、子どもが自主的かつ健全にスポーツ、文化、読書等の活動をするための場所づくりに努めるものとする。

(基本計画)

第20条 市は、前条の基本方針に基づき、子どもの健全育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 市は、基本計画を作成するにあたっては、子どもから意見を聴くものとする。

3 基本計画は、策定後5年ごとに、推進状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。

4 市長は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告しなければならない。

(市の推進体制)

第21条 市は、子どもの健全育成の施策を総合的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

2 市長は、基本計画を計画的に推進するため、市長を本部長とする子ども健全育成推進本部を設置する。

(子ども会議)

第22条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される子ども会議を開催する。

2 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重しなければならない。

4 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

第5章 子ども権利委員会

(子ども権利委員会)

第23条 市長は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、子ども権利委員会を置くものとする。



- 2 子ども権利委員会は、子どもの権利の保障にかかわる総合的かつ計画的な施策について、市長の諮問に応じるとともに、定期的に又は必要に応じて会議を開催し、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 子ども権利委員会は、10 人以内で構成するものとし、その委員は、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者及び市長が必要と認める者とし、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 子ども権利委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の子どもの権利に関係する者に委員会への出席を求め、子どもの権利の保障について意見を聴くことができる。
- 6 市長その他の執行機関は、子ども権利委員会の答申又は調査審議の結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。
- 7 子ども権利委員会の組織及び運営に関して必要なその他の事項は、市長が別に定める。

## 第6章 雑則

### (委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、平成19 年1 月1 日から施行する。ただし、第20 条の規定は、平成19 年4 月1 日から施行する。

#### 附 則（平成26 年12 月25 日条例第30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和6 年3 月28 日条例第11 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第20 条第3 項の規定は、同日以後に策定する基本計画について適用する。

# 名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例

(平成 28 年 3 月 28 日条例第 4 号)

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の理念に基づき、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、障害及び障害のある人に対する市民の理解を深め、障害に基づく差別を禁止し、及びなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 障害に基づく差別 障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいい、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。
- (3) 合理的配慮 障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 市民等 市内で住み、働き、学ぶ者等並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。

### (基本理念)

第 3 条 市及び市民等は、障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人が障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提にして、次に掲げる事項を基本理念とし、共生社会の実現に向けて取り組むものとする。

- (1) 障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する権利が確保されること。
- (2) 障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 障害のある人は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 障害のある人は、性別、年齢、状態等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての市民の問題として認識され、その理解が深められること。
- (6) 共生社会を実現するための取組は、国、県、市、市民等その他関係機関の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。

### (市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害のある人の権利を擁護し、障害のある人の自立及び社会参加を支援し、障害及び障害のある人に対する差別をなくし、共生社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

### (市民等の役割)

第 5 条 市民等は、第 3 条に定める基本理念に基づき、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する前条の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- 3 市民等は、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、障害による生活上の困難を軽減する支援を行うなど誰もが共に暮らしていくための良好な環境整備に努めるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

### (差別の禁止)

第6条 何人も、次条から第15条までに定める行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

### (商品の販売及びサービスの提供における差別の禁止)

第7条 不特定かつ多数の者に対して商品を販売し、又はサービスを提供する者は、障害のある人に対して商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (不動産取引における差別の禁止)

第8条 不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (公共的施設及び公共交通機関の利用における差別の禁止)

第9条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備(以下「公共的施設」という。)の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、その管理する旅客施設(同条第5号に規定する旅客施設をいう。)又は車両等(同条第7号に規定する車両等をいう。)を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (情報の提供及び受領における差別の禁止)

第10条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障害のある人に対して情報の提供を行い、又は障害のある人から情報を受領する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (意思の表明の受領における差別の禁止)

第11条 障害のある人から意思の表明を受けようとする者は、正当な理由なく、意思の表明を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (教育における差別の禁止)

第12条 市及び学校等は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。
  - (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。
- 2 市及び学校等は、共に生き、共に学び、共に育ち合うことを基本とし、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不利益な取扱いを行い、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(労働及び雇用における差別の禁止)

第 13 条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として、募集又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障害のある人を雇用する場合、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び休暇
- (3) 昇進、昇格、配置転換、休職及び復職
- (4) 教育訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。

3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。

(医療の提供における差別の禁止)

第 14 条 医師及び医療従事者は、障害のある人に対し、医療を提供する場合には、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医師及び医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(福祉サービス提供における差別の禁止)

第 15 条 市及び福祉サービス事業者は、障害のある人に対して福祉サービス(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係るサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 市及び福祉サービス事業者は、障害のある人の福祉サービスの利用に関して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境及び障害のある人の意向等勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意志に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。

### 第 3 章 合理的配慮等

(合理的配慮)

第 16 条 市及び事業者は、障害のある人が、日常生活や社会参加をするに当たって必要とされる合理的配慮を怠ってはならない。

(啓発活動及び交流に関する合理的配慮等)

第 17 条 市は、市民の共生社会の実現に対する関心と理解を深めるとともに、特に、障害への理解の不足から生ずる社会的障壁を解消するため、必要な啓発活動を行うものとする。

2 市は、障害のある人と障害のない人とが、地域で交流及び相互理解を促進できるよう、必要な制度及び施設の整備に努めるものとする。

(生活環境に関する合理的配慮等)

第 18 条 市は、国、県等と連携して、障害のある人の安全な道路通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。

2 市は、国、県等と連携して、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるように努めるとともに、障害のある人が地域で生活できるよう円滑に賃貸住宅等が確保できる体制の整備に努めるものとする。

3 市及び事業者は、公共的施設において、案内・誘導の設備、障害のある人が利用しやすい便所等障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。

4 市及び事業者は、障害のある人が地域で生活する上で重要な移動手段である公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、乗降の支援、乗降をしやすくする対策の推進等、障害のある人にとって必要とされる環境の整備及び利用の拒否等をしないよう障害に対する理解を深める研修の実施に努めるものとする。

(防災、防犯等に関する合理的配慮等)

第 19 条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たって情報

伝達手段の確保等障害のある人及びその家族に必要とされる配慮に努め、災害が生じた際に必要とされる福祉避難所等における援護の内容を定める等災害時の支援体制の整備を継続的に行うように努めるものとする。

- 2 市は、障害のある人及びその家族の災害時に被る被害を最小限にとどめるため、地域の取組と協力して災害時に必要とされる物資及び支援体制の確保並びに研修の実施に努めるものとする。
- 3 市は、警察等の関係機関と連携し、障害のある人が詐欺等犯罪行為による被害、虐待等を受けないよう適切な方法による啓発、情報提供等に努めるとともに、地域、警察等の関係機関と連携し、相談支援体制及び見守り活動を強化し、防犯対策の充実に努めるものとする。

(教育に関する合理的配慮等)

- 第 20 条 市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を学ぶ機会を提供するとともに、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。
- 2 市及び学校等は、子どもたちの性別、年齢、状態等に応じた必要かつ適切な教育及び必要な支援の方法等に配慮するとともに、学校等での生活において障害のある子どもにとって必要な環境の整備に努めるものとする。
  - 3 市は、障害のある子どもと障害のない子どもとが可能な限り同じ場で共に学ぶ仕組みの構築に向けて、基礎的環境整備及び合理的配慮に努めるものとする。

(雇用・就労に関する合理的配慮等)

- 第 21 条 市は、障害のある人の希望と適性に応じた就労により自立した生活を営むことができるよう、国、県その他関係機関と連携して、就労の支援を生活の支援と一体的かつ継続的に行う相談支援体制の整備に努めるものとする。
- 2 市及び事業者は、国、県その他関係機関と連携して、障害のある人の就労の場の確保及び雇用機会の拡大に努めるとともに、職場への定着が図れるよう、障害の特性を理解するための研修の実施及び障害のある人が働きやすい環境整備に努めるものとする。

(保健・医療に関する合理的配慮等)

- 第 22 条 市は、保健、福祉、医療、地域等の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう支援に努めるものとする。
- 2 市は、障害のある人又はその家族に急病等緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。
  - 3 市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる医療体制の整備に努めるものとする。
  - 4 市及び医療機関は、受付及び診療時における障害の特性に応じた対応等への配慮を行うよう努めるものとする。
  - 5 市及び医療機関は、障害に対する理解を深めるための研修の充実に努めるものとする。

(福祉サービスに関する合理的配慮等)

- 第 23 条 市及び福祉サービス事業者は、障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、福祉サービス等必要な支援及び情報の提供を積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 市及び福祉サービス事業者は、保健、医療、地域等の関係者と連携し、身近な地域において障害のある人及びその家族が情報交換し合う場、障害のある人と障害のない人とが共に支え合い、交流し、理解を深めるための仕組み並びに総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。
  - 3 市及び福祉サービス事業者は、障害のある人への相談支援を行うに当たって、人権に配慮するとともに、専門知識及び職業理念の向上に努めるものとする。
  - 4 市は、情報を取得し、又は利用することが困難な障害のある人に対して、多様な媒体を活用し、障害の特性に配慮した情報提供を行うよう努めるものとする。
  - 5 市は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう、国、県その他関係機関と協力し、必要な施策を講ずるとともに、福祉サービス、障害のある人を支援する仕組みその他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。

(スポーツ・文化芸術活動・レクリエーションに関する合理的配慮等)

第 24 条 市は、障害のある人が障害の種類及び程度にかかわらず、スポーツ、文化芸術活動又はレクリエーションに参加することができるよう、指導員の育成等必要な体制の整備及び情報提供に努めるものとする。

#### 第 4 章 障害者施策推進協議会 (設置)

第 25 条 障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、総合的かつ効果的に障害者に関する施策を推進するとともに、障害に基づく差別を解消するための取組を推進するため、障害者基本法第 36 条第 4 項の規定に基づき、名張市障害者施策推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 26 条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、障害者に関する施策の推進について調査し、及び審議すること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として市長の諮問に応じ、障害を理由とする差別について調査し、及び審議すること。
- (3) 名張市障害者福祉計画の推進に関すること。
- (4) 合理的配慮が提供できる体制を整えていくため、個々の事例の蓄積を図る等調査研究を行うこと。

#### (推進協議会の組織等)

第 27 条 推進協議会は、25 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 推進協議会に、必要に応じ、特定事項の調査研究等のため、小委員会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 5 章 差別等事案を解決するための取組

##### (相談)

第 28 条 市は、障害を理由とする差別に関し、相談に応ずるものとする。

2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談者に対し必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の調整に関すること。
- (3) 関係機関への通告、通報その他通知を行うこと。
- (4) 推進協議会において協議を行うこと。

#### 第 6 章 雑則

##### (委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

##### (検討)

2 市は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、合理的配慮の在り方その他この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

# 名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例

(平成 29 年 6 月 29 日条例第 14 号)

言語は、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合う上で欠かすことのできないものです。さらに言語は、知識の蓄積を可能にし、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、視覚的に表現されるろう者の言語であり、ろう者のコミュニケーションにとって必要不可欠なものでありますが、かつては言語として認められておらず、手話を使用することができる環境が整えられていませんでした。そのため、多くのろう者は、必要な情報を得ることも十分なコミュニケーションをとることもできず、不便や不安を感じながら生活してきました。

障害者の権利に関する条約(平成 26 年条約第 1 号)は、「言語」を「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義し、手話その他の形態の非音声言語が言語として国際的に認められました。また、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)は、全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られるよう規定しています。

しかしながら、現状は、依然として、障害のある人にとって、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会が十分に確保されていない状況にあり、地域社会において、日常的に不便や不安を感じている人も少なくありません。

ここに本市は、このような状況を踏まえ、音声言語のみならず手話その他の形態の非音声言語も言語であるとの認識に基づき、手話その他コミュニケーション手段に関する施策の基本となる事項を定め、手話その他コミュニケーション手段に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するために、この条例を制定します。

## (目的)

第 1 条 この条例は、音声言語のみならず手話その他の形態の非音声言語も言語であるとの認識に基づき、手話その他コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話その他コミュニケーション手段に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話その他コミュニケーション手段に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーションの手段を利用しやすい生活環境を構築し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思疎通を行い、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。
- (2) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 手話その他コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、音訳、触手話、指展示、平易な表現、得ず、記号、身振り、手ぶり、重度障害者用意思伝達装置、パーソナル婚ピュータ等の情報機器その他の障害のある人が情報を取得し、及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (5) 市民等 市内で住み、働き、学ぶ者等並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳者、音訳者(朗読者を含む。)及び盲ろう者通訳・介助員並びに知的障害者、発達障害者等への伝達補助等を行う支援者をいう。

## (基本理念)

第 3 条 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

- 2 全ての手話その他コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害の有無にかかわらず、相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。
- 3 手話その他コミュニケーション手段を利用する人が有している、障害の特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害のある人における手話その他コミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念にのっとり、社会において音声言語のみならず手話その他の形態の非音声言語も言語であると認識されていること並びに障害のある人が情報を取得し、及びコミュニケーションの手段を選択して利用する機会の確保が、障害のある人の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるとともに、コミュニケーション支援者と連携して障害のある人が必要な手話その他コミュニケーション手段を利用できるよう、合理的配慮(障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。)に努めるものとする。

(施策の推進方針等)

第6条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとする。

- (1) 手話その他コミュニケーション手段に対する理解及び手話その他コミュニケーション手段に関する普及啓発を図るための施策(次号に掲げる施策を除く。)
  - (2) 学校教育における手話その他コミュニケーション手段に対する理解及び手話その他コミュニケーション手段に関する普及啓発を図るための施策
  - (3) 市民等が手話その他コミュニケーション手段による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
  - (4) 市民等が意思疎通の手段として手話その他コミュニケーション手段を選択することが容易にでき、かつ、利用しやすい生活環境の構築のための施策
  - (5) コミュニケーション支援者の配置の拡充及び処遇改善など、コミュニケーション支援者のための施策
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 市長は、手話その他コミュニケーション手段に関する施策の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話その他コミュニケーション手段に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成 28 年法律第 109 号)

平成 28 年 12 月 16 日施行

## (目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法

(平成 28 年 6 月 3 日法律第 68 号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

### (基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第 2 章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第 6 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第 7 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成 25 年法律第 65 号)

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第 10 条及び附則第 4 条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
  - ハ 国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
  - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第二項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条(宮内庁法第 18 条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第 8 条の二の施設等機関及び同法第 8 条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第 21 条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

### (国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (国民の責務)

第 4 条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

- 第 11 条 主務大臣は、基本方針に即して、第 8 条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第 9 条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第 12 条 主務大臣は、第 8 条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

- 第 13 条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)の定めるところによる。

#### 第 4 章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

- 第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

- 第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第 16 条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第 17 条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第 18 条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談

及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 19 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 20 条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（主務大臣）

第 21 条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第 22 条 第 12 条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第 23 条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第 24 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 25 条 第 19 条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第 26 条 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第 2 条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第 3 条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第8条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。



## 「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言に関する決議

令和2年8月31日議決

一人ひとりの違いを認め合い、お互いを大切にすることは、全ての人が自分らしく輝いて生きることができる社会に繋がります。

人がどのような性で生きるか、どのような性別の人を好きになるかは、誰かに決められるものではなく、その人自身が決めるものです。

しかし、性の多様性に対する無関心や誤った認識による偏見、差別が、様々な場面で生きづらい環境をつくっています。

私たちは、すべての人が<sup>しあわせ</sup>幸福に生きられるよう、性自認や性的指向など、性の多様性が尊重され、誰もが生きやすい社会を実現することを決意し、ここに「性の多様性を認め合うまち・なばり」を宣言します。

# 名張市ケアラー支援の推進に関する条例

令和3年6月30日条例第12号

## (目的)

第1条 この条例は、社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満のものをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

## (基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、市、市民、事業者、関係機関等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- 3 ヤングケアラーに対する支援は、名張市子ども条例（平成18年条例第14号）の趣旨を踏まえるとともに、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

## (市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（第6条第1項及び第7条第1項において「基本理念」という。）に基づき、介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育又は児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関わる制度について、各制度間の連携を図りながら、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ケアラーの意向を尊重するとともに、市民、事業者、関係機関等と相互に連携を図るものとする。
  - 3 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (市民の役割)

第5条 市民は、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に参画し、及び協力

するよう努めるものとする。

#### （事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### （関係機関の役割）

第7条 関係機関は、基本理念に基づき、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に参画し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。
- 3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### （学校等の役割）

第8条 関係機関のうち、学校その他教育に関する業務を行うもの（次項において「学校等」という。）は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### （ケアラー支援に関する基本方針等）

第9条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） ケアラー支援に関する基本方針
- （2） ケアラー支援に関する具体的施策
- （3） 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項

- 2 市は、前項各号に掲げる事項を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

#### （広報及び啓発）

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況、ケアラー支援の方法等のケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう

必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第 11 条 市は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（体制の整備）

第 12 条 市は、ケアラー支援を適切に実施するため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び市、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# こども基本法

令和四年法律第七十七号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### (基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

## 第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
  - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。



- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 こども大綱の案を作成すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
  - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。



2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。